

# 質疑回答書

案件名 : ふじみ野市立地適正化計画策定支援業務委託

No.	質問事項		回答
1	プロポーザル 実施要領	2ページ 3 (1) 参加資格ク	<p>◇現場責任者は、どの様な者を置くことを想定しているでしょうか。管理技術者と兼ねることはできるでしょうか。</p> <p>◇「専任の現場責任者、管理技術者及び照査技術者を置くことができる」とありますが、「専任」とはどのような意味でしょうか。本業務以外に手持ち業務を持っていても構わないでしょうか。</p> <p>現場責任者の資格要件等はありませんが、参加資格審査における評価対象になります。</p> <p>また、現場責任者は、管理技術者と兼ねることはできません。</p> <p>「専任」とは、本業務において、現場責任者と管理技術者、現場責任者と照査技術者、管理技術者と照査技術者は兼ねることができないということです。</p> <p>本業務以外に手持ち業務があっても支障はありませんが、参加資格審査における評価対象になります。</p> <p>なお、プロポーザル実施要領2ページ3 (1) クにおいて、管理技術者及び照査技術者は過年度に立地適正化計画策定業務の実績を有する者としていますが、3 (1) キと同様に立地適正化計画策定業務の他、都市計画マスタープラン策定の業務実績を有する者も含むものとします。</p> <p>また、仕様書2ページ第8条において、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）及びJISQ 15001（プライバシーマーク：個人情報保護に関するマネジメントシステム）の認証については、必須条件とはせず、参加資格審査における評価対象とすることとします。</p>
2	プロポーザル 実施要領	様式第2～6号	<p>◇様式について、編集可能なワードデータをご提供いただくことは可能でしょうか。</p> <p>事業者提出様式は、提供可能です。お問い合わせいただきましたら、メールでお送りいたします。</p>

3	プロポーザル 実施要領	様式第4号	◇実績を有するものであることを証する書類は、テクリス「登録内容確認書」の写しでよいでしょうか。	業務名称、契約主体、契約金額及び履行期間が明記されていれば写しでも可能です。
4	仕様書	5ページ 第20条（公共交通に係る方針の検討）	◇立地適正化計画と並行して、地域公共交通計画等の検討などを行う予定はあるでしょうか。	地域公共交通計画等の検討の予定は現在のところありませんが、仕様書第20条のとおり公共交通に係る方針の検討は行います。
5	仕様書	5ページ 第25条（市内検討委員会の開催支援）	◇市内検討委員会は、どのような役職の委員で、何名程度で構成する予定でしょうか。 ◇市内検討委員会の開催時期が動かせない回などあればご教示ください。 ◇勉強会は市内検討委員会の5回に含まれるのでしょうか。参加メンバー・人数・回数などの想定があればご教示ください。	市内検討委員会の委員の役職は市内課長級で、15名程度を予定しています。 市内検討委員会の最終開催時期は、令和6年10月中旬から11月上旬となります。 勉強会は市内検討委員会の1回目を想定し、5回に含まれます。参加メンバー等は市内検討委員会と同様とします。
6	仕様書	6ページ 第27条（市民説明会の開催支援）	◇市民説明会は、地区別などではなく、全市を対象に2回開催するという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	仕様書	6ページ 第28条（都市計画審議会の開催支援）	◇都市計画審議会資料は原稿作成までで資料印刷は不要と理解してよいでしょうか。 ◇都市計画審議会への報告は何回程度を予定しているでしょうか。	資料印刷は20部程度を作成していただきます。 都市計画審議会への報告は5回を想定しています。
8	仕様書	6ページ 第30条（広報広聴）	◇素案及び各定番の広報とは、「市報ふじみ野」の原稿作成（ワードなどでの文章と図まででレイアウト・デザインは含まない）と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。